

入院患者さまへ

日野病院敷地内全面禁煙についてのお知らせ

現在、病院は受動喫煙を防止するための措置を講ずることが義務づけられており、健康増進法第25条「受動喫煙の防止」で定められています。

当院においても令和4年10月1日より、敷地内を全面禁煙（非燃焼・加熱式たばこを含む）と致します。

これに伴い、喫煙所も撤去となりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

医療法人徳洲会 日野病院

院長 馬場 淳臣